

上篠崎一丁目北部土地区画整理事業第1次移転先における流域治水対策補償検討
を求める陳情

(建設委員会付託)

受理番号 第55号

受理年月日 令和2年9月8日

付託年月日 令和2年9月24日

陳情者
.

陳情原文 上篠崎一丁目北部土地区画整理事業では、北小岩一丁目東部土地区画整理事業と異なり、第1次移転先へ移転することにより、二度の移転を回避できるようにするとのこと。そのことは、地区住民にとって負担の軽減につながり、一定の評価ができると思われ。しかし、住民にとって従前の土地と全く重なることのない新たな土地に移転する今回の方法は、高規格堤防を誘導するがための方策とも見てとれるように思われます。少なくとも、このような土地区画整理事業が照応原則を謳った通常の土地区画整理事業とはかなり異なる事業形態であると言えるのではないのでしょうか。

さて、第1次移転先は高規格堤防盛土範囲の外側にあり、地盤高は変更されず現況のままに造成される計画のようです。そして、土地区画整理事業による仮換地指定処分により、該当地権者の土地の位置が第1次移転先内に定められ、地権者は指定された区画に建物を再建することになります。一方、江戸川区のハザードマップによれば、第1次移転先の想定最大規模の浸水の深さは、上篠崎1-6付近では3~5m未満、上篠崎3-17付近では0.5~3m未満とされています。そのような浸水の恐れがあるときには「区内にとどまるのは危険です」とされ、自ら命を守る行動をとることが要請されています。しかし、そうした行動をとる時にはせっかく再建した建物が一部水没し、財産を失うことを余儀なくされてしまうこととなります。

命は勿論守りたいが、自身の財産の大きな部分を占める建物と家財を失う事も避けるには一体どうしたらよいのでしょうか。国土交通省の社会資本整備審議会気候変動を踏まえた水災害対策検討小委員会の気候変動を踏まえた水災害対策のあり方についてという答申(令和2年7月)を見ると、「流域治水」へ転換し、「流域治水」を推進するための仕組みの一つとして、経済的インセンティブの項に水災害リスクを回避・軽減するための住まい方の工夫に要する費用の補助、例：移転、宅地の地盤の嵩上げやピロティー構造にするための追加費用等が挙げられています。確かに、

(裏面に続く)

建物の再建にあたって、地盤を嵩上げしたり、ピロティー構造にしておけば、財産を失うことを避けることができるのではないのでしょうか。住宅を再建するということは、個人にとって大変大きな事業にあたると思います。全額ではないにしても、建物を再建するときに地盤嵩上げやピロティー構造を補助する補助金の制度が必要ではないかと思います。行政による仮換地指定処分先が3 mないし5 mの想定浸水深さの場所であって、建物や家財を水没させる危険性があることに対する行政としての住民負担軽減方策を是非ともご検討いただきたいと思います。

つきましては、下記のとおり陳情いたします。

記

上篠崎一丁目北部土地区画整理事業第1次移転先再建時の流域治水対策工事（地盤嵩上げ、ピロティー設置等）の費用補償を検討することを求めます。